

第四百四十回
国会

参議院農林水産委員会會議録第三号

平成九年三月十三日(木曜日)

午後五時四十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 真島 一男君
理事 浦田 勝君
高木 正明君
阿曾田 清君
谷本 巖君
一井 淳治君

委員

青木 幹雄君
井上 吉夫君
岩永 浩美君
松村 龍二君
三浦 一水君
石井 一二君
及川 順郎君
高橋 今則君
都築 讓君
常田 享祥君
村沢 牧君
国井 正幸君
須藤美也子君
農務大臣 藤本 孝雄君
農林水産大臣 林野庁長官 高橋 勲君
林野庁次長 福島啓史郎君
事務局側 常任委員会専門員 秋本 達徳君

○本日の會議に付した案件

○森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)
○森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(真島一男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案及び森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。藤本農林水産大臣。

○國務大臣(藤本孝雄君) 森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案並びに森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案の両法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

まず、森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

森林病虫害等のうち、松くい虫につきましては、その異常な被害の終息を図るべく各般の防除対策を鋭意実施してきた結果、昭和五十四年度に二百四十三万立方メートルまで達した被害量は、平成七年度には百一十一万立方メートルに減少するとともに、保全すべき松林における激しい被害の抑制が進んでおります。

しかしながら、松くい虫の被害量は、なお高い水準で推移しているほか、一たん被害が軽微となった地域でも、気象の影響等によって被害が再激化する危険性があります。

また、森林病虫害等の防除については、環境保全への配慮が一層重要となるとともに、森林の管理水準の低下が懸念される中で、その早期発見を図るための体制を強化することが必要となっております。

このような状況を踏まえ、松くい虫被害対策特別措置法が本年三月三十一日に失効するに当たり、松くい虫に対する特別の防除措置を森林病虫害等防除法に取り込むこと等により、松くい虫等による被害に的確に対応できる機動的な防除システムを構築するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、松くい虫に対する特別の防除措置として、農林水産大臣または都道府県知事が、保全すべき松林等を対象に、被害木の伐倒及び破壊、焼却を内容とする特別な駆除命令等を発動できることとしております。

第二に、森林病虫害等の薬剤による防除を環境の保全に配慮しつつ適正に実施するため、農林水産大臣及び都道府県知事が、航空機を利用した薬剤による防除等の実施基準を策定することとしております。

第三に、森林病虫害等を早期に発見するため、都道府県知事の委託を受けた森林組合、森林組合連合会等が、必要に応じて森林への立入調査を実施できることとしております。

続きまして、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

森林所有者の協同組織である森林組合は、零細で小規模な我が国森林所有構造の中で、地域林業の中核的な担い手として、森林の整備、山村地域の活性化等に寄与してきたところであります。

一方、国産材価格の低迷、林業経営コストの増加、林業就業者の減少、高齢化等、林業をめぐる状況は大変厳しいものがあり、かかる難局を打開していくためには、地域林業の中核的な担い手である森林組合が、その事業活動を通じて、森林の

流域管理システムを有効に機能させていく必要が
あります。

しかしながら、森林組合の多くは規模が零細で、厳しい経営状況に直面しており、広域合併による規模の拡大や事業の多角化を図ることが森林組合の健全な発展を図るため急務となっております。

このような状況を踏まえ、森林組合の経営基盤の強化を支援するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、組合の組合員に対するサービスをより充実するため、組合が行う加工販売事業及び共同利用施設事業の対象を森林・林業関係から組合員の事業、生活一般に拡大することとしております。

第二に、組合の施設を有効に利用して森林整備を促進するため、行政庁の指定した組合について森林の整備に係る事業の員外利用割合を引き上げることとしております。

第三に、組合の執行体制を強化するため、理事会及び代表理事を法定化するとともに、内部牽制による的確な業務運営を確保するため、監事の監査機能の拡充等を行うこととしております。

第四に、組合の広域合併を促進するため、合併及び事業経営計画につき都道府県の認定を求めることができる期限を平成十四年三月三十一日まで延長するとともに、計画内容の拡充等の措置を講ずることとしております。

以上が、これら二法案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(真島一男君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。
本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十六分散会

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案

一、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律
森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十
三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「松くい虫、松毛虫その他のこん虫類、菌類、ウイルス及び獸類であつて政令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 松の枯死の原因となる線虫類(以下「線虫類」という。)を運ぶ松くい虫(以下「松くい虫」という。)

二 樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類であつて、急激にまん延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがあるため、その駆除又はまん延の防止につき特別の措置を要するものとして政令で定めるもの（以下「特定せん孔虫」という。）

三 前二号に掲げるもののほか、松毛虫その他の昆虫類、菌類、ウイルス及び獣類であつて政令で定めるもの

第二条に次の五項を加える。

3 この法律において「特定森林」とは、特定樹種（松くい虫に係る場合にあつては松、特定せん孔虫に係る場合にあつては特定せん孔虫の種類ごと）に政令で定める樹種をいう。以下同じ。）からなる森林をいう。

4 この法律において「高度公益機能森林」とは、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二

十五條第一項又は第二項の規定により保安林として指定された特定森林及びその他の公益的機能が高い特定森林であつて特定樹種以外の樹種からなる森林によつては当該機能を確保することが困難なものとして政令で定める特定森林をいう。

5 この法律において「被害拡大防止森林」とは、松くい虫又は特定せん孔虫（以下「松くい虫等」という。）の被害対策を緊急に行わないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類又は特定せん孔虫（以下「特定原因病害虫」という。）により当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に著しく拡大することとなると認められる特定森林（高度公益機能森林を除く。）をいう。

6 この法律において「特別伐倒駆除」とは、松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び破砕(省令で定める基準に従い行うものに限る。以下同じ。)又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)をいう。

7 この法律において「樹種転換」とは、特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するために行う特定原因病害虫により被害が発生している特定森林の特定樹種以外の樹種又は特定原因病害虫により枯死するおそれのない特定樹種からなる森林への転換をいう。

第三条第一項中「且つ」を「かつ」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中の「附着している樹木」を「付着している樹木」に、「その附着を」を「その付着」に改め、同項第二号中の「附着」を「付着」に改め、同項第三号中の「附着している樹木」に改め、同項第三号中の「附着している樹木」

を「が付着している樹木」に、「その附着」を「その付着」に改め、同項第五号及び第六号中「附着」を「付着」に改め、同条第九項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「左」に「を」次にに改め、同項第一号中又は第六号に掲げる「を」若しくは第六号、第二項又は第三項の規定による「に」、「左の」を「次の」に改め、同号イ

中「第三項各号」を「第五項各号」に改め、同項第二号中「掲げる命令」を「規定する命令」に、「第三項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項ただし書」を「第五項ただし書」に、「又は第六号に掲げる」を「若しくは第六号、第二項又は第三項の規定による」に、「同項」を「第一項、第二項又は第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「第一項の下」から第三項までを加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に、「こえな

い」を「超えない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、松くい虫等が異常にまん延

して森林資源たる特定森林に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、前項の規定によるほか、早期に、かつ、徹底的に、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要限度において、区域及び期間を定め、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、特別伐倒駆除を命ずることができる。

3 農林水産大臣は、高度公益機能森林又は被害
拡大防止森林につき、第一項第一号の規定によ
る命令(松くい虫等が付着している樹木の伐倒
及び薬剤による防除に係るものに限る。)又は前
項の規定による命令をするに際し、又は命令を
した後において、特定原因病害虫により当該特

定森林に発生している被害の状況からみて、これらの命令のみによつては早期に、かつ、徹底的に、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、その必要の限度において、これらの命令の区域及び期間の範囲内で区域及び期間を定め、当該特定森林を所有し、又は管理する者に對し、松くい虫等が付着しているおそれがある樹木（枯死しているものに限る。）の伐倒及び薬剤による防除（以下「補完伐倒駆除」という。）を命ずることができる。

第四條第一項中「又は第六号に掲げる」を、若しくは第六号、第二項又は第三項の規定による」に、「行なわない」を「行わない」に、「行なつても」を「行つても」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四條の二中「第三條第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第五條第二項中「前項を前三項に」第三條第三項から第九項までを「第三條第五項から第十項まで」に改め、同項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

そのまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、前項の規定によるほか、その必要の限度において、区域及び期間を定め、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、当該特定森林を所有し、又は管理する者に對し、特別伐倒駆除を命ずることができる。

3 都道府県知事は、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、第一項の規定による命令（松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び薬剤による防除に係るものに限り。）又は前項の規定による命令をするに際し、又は命令をした後において、特定原因病害虫により当該特定森林に発生している被害の状況からみて、これらの命令のみによつては松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、その必要の限度において、これらの命令の区域及び期間の範囲内で区域及び期間を定め、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、補充伐倒駆除を命ずることが出来る。

第七條の次に次の十一條を加える。
(防除実施基準)

第七條の二 農林水産大臣は、薬剤による防除が、自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため、森林病害虫等の薬剤による防除の実施に關する基準（以下「防除実施基準」という。）を定めなければならない。

2 防除実施基準においては、特別防除(森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため航空機を利用して行う薬剤による防除をいう。以下同じ。)を行うことのできる森林に関する基準、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病害虫等の薬剤による防除に関する基本的な事項を定めるものとする。

3 前項に規定する特別防除を行うことのできる森林に関する基準は、当該森林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、国内希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種をいう。)、天然記念物(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第六十九条第一項の規定により指定された天然記念物をいう。))等の貴重な野生動植物の生存する森林その他の森林で特別防除を行うことが適当でないと認められるものが明確になるように定めなければならない。

4 農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県防除実施基準)

第七条の三 都道府県知事は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該都道府県の区域内にある民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。以下同じ。))において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われ

ることを確保するため必要があると認めるときは、防除実施基準に従つて、森林病害虫等の薬剤による防除の実施に関する基準(以下「都道府県防除実施基準」という。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病害虫等の薬剤による防除に関する事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くとともに、農林水産大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(薬剤の安全かつ適正な使用等)

第七条の四 特別防除を行う者は、防除実施基準及び都道府県防除実施基準に従つて、自然環境及び生活環境の保全に配慮し、薬剤の安全かつ適正な使用を確保するとともに、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないように必要な措置を講ずるものとし、地域住民等関係者の理解と協力が得られることとなるように努めるものとする。

(高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病害虫により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、

及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

2 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更については、第七条の三第三項及び第四項の規定を準用する。

(樹種転換促進指針)

第七条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林において樹種転換を促進するための指針(以下「樹種転換促進指針」という。)を定めなければならない。

2 樹種転換促進指針においては、樹種転換に係る施策に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他樹種転換の実施の指針となるべき事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(森林組合等に対する樹種転換に関する助言等)

第七条の七 都道府県知事は、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、樹種転換促進指針に即して、森林組合又は森林整備法人(分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第九条第二号に掲げる森林整備法人をいう。))に対し、これらの者が行う樹種転換に関する規程の設定その他の樹種転換の促進に資する措置に関し必要な助言、指導及び勧告をすることができ

る。

(樹種転換を特に促進すべき特定森林の公表)

第七条の八 都道府県知事は、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、樹種転換促進指針に即して、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、樹種転換を実施することを特に促進すべき特定森林を選定し、これを公表することができる。この場合において、都道府県知事は、当該特定森林を所有し、又は管理する者に對し、施策その他の必要な事項に関し助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(地区防除指針)

第七条の九 都道府県知事は、第七条の五第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林と併せて松くい虫等の被害対策を行う必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林であつて次条第一項の地区実施計画の対象となるものにつき、当該特定森林を所有し、又は管理する者が行うべき松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置(以下「自主防除措置」という。)に関する指針(以下「地区防除指針」という。)を定めなければならない。

2 地区防除指針においては、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林であつて、その位置及び規模からみて、当該特定森林を所有し、又は管理する者が自主防除措置を的確に行わないとすれば、特定原因病害虫により当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に拡大するおそれがあると認められるものに関する基準その他次条第一項の地区実施計画の指針となるべき事項(第七条の三第二項の規定により都道府県防除実施基準において定め

ることとされている事項及び第七条の六第二項の規定により樹種転換促進指針において定めることとされている事項を除く。)を定めるものと

する。

3 地区防除指針については、第七条の六第三項及び第四項の規定を準用する。

(地区実施計画)

第七条の十 前条第二項の基準に適合する特定森林がその区域内にある市町村は、同条第三項において準用する第七条の六第四項の規定による通知を受けた場合において、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、地区防除指針(薬剤による防除に関する事項にあつては都道府県防除実施基準、樹種転換に関する事項にあつては樹種転換促進指針)に即して、その区域内にある当該基準に適合する特定森林につき、自主防除措置の実施に関する計画(以下「地区実施計画」という。)を定め、又はこれを変更しなければならぬ。

2 地区実施計画においては、その対象となる特定森林の区域及び当該特定森林についての自主防除措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

3 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その対象となる特定森林を所有する者の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(地区実施計画の遵守)

第七条の十一 地区実施計画の対象となる特定森林を所有し、又は管理する者は、地区実施計画に即して自主防除措置を実施するよう努めなければならない。

2 市町村長は、前項に規定する者が自主防除措置を実施していないと認める場合において、地区実施計画の達成上必要があるときは、その者に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

(国の機関及び関係地方公共団体の連携)

第七条の十二 国有林(森林法第二条第三項に規定する国有林をいう。)である特定森林を所管する国の機関及び関係地方公共団体は、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、相互に連携を図り、松くい虫等の被害対策が調和を保ちつつ行われるよう努めなければならない。

第八条第一項中「第三条第一項及び第五条第一項の下に」から第三項までを加え、「前条第一項を」第七條第一項に改め、同条第二項中「第六号の下に」第二項若しくは第三項を加え、「前条第一項を」第七條第一項に改め、「伐倒」の下に「、破砕又は炭化」を加え、「行なう」を「行う」に、「枝条」を「樹木、枝条」に、「前条第二項を」第七條第二項に改める。

第十条中「第五条第一項の下に」から第三項までを加え、「同条第二項を」同条第四項に、「行なう」を「行う」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(森林組合等による調査のための立入り)

第十一条の二 森林組合若しくは森林組合連合会又は森林病害虫等の防除の促進を行うことを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「森林組合等」という。)は、都道府県知事の委託を受けて森林病害虫等の発生状況に関する調査を行うため必要があるときは、その必要の限度において、当該調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の場合においては、森林組合等は、あらかじめその旨をその土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の場合においては、同項の調査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

4 都道府県は、第一項の規定による立入りにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第十三条中「五十万円を」百万円に改める。

第十四条中「三十万円を」五十万円に改める。

第十五条中「十万円を」三十万円に改め、同条第二号中「検査」の下に「又は収去」を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第三条第二項若しくは第三項又は第五条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(松くい虫被害対策特別措置法の失効に伴う経過措置)

第二条 松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)附則第二項の規定による失効前の同法(以下「旧特別措置法」という。)第四条第一項に規定する都道府県実施計画において定められている同条第二項第一号の二に掲げる高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の区域は、この法律による改正後の森林病害虫等防除法(以下「新防除法」という。)第七条の五第一項の規定により新防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫について指定された高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の区域とみなす。

第三条 この法律の施行前に旧特別措置法第五条第一項の規定により都道府県知事が行った特別防除に係る国の補助及び分担金の徴収については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧特別措置法第九条の二第一項の規定により都道府県知事が行った緊急伐倒駆除に係る国の補助及び分担金の徴収については、なお従前の例による。

第四条 前二条に規定するもののほか、旧特別措置法の規定によりした特別伐倒駆除又は補完伐倒駆除に係る処分、手続その他の行為は、新防除法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

行為とみなす。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律

(森林組合法の一部改正)

第一条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十二条」を「第八十二条の二」に改める。

第九条第二項第三号中「及び林産物以外の森林の産物」を「その他の物資」に、「含む」を「含み、次号に掲げるものを除く」に改め、同項第五号中「又は育成」を「若しくは育成又は」に改め、「その他」の下に「組合員の行う事業又はその生活に必要な」を加え、同条第八項中「次項」を「第十項」に、「その組合員以外」を「その組合員(以下この条において「組合員等」という。)以外」に、「組合員並びに他の組合及びその組合員」を「組合員等」に改め、同条第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項第二号及び第二項第六号に掲げる事業を行う組合であつて、当該組合における森林の施業に係る施設の利用の状況、当該組合の地区に係る流域内における森林所有者の組合への加入及び森林の整備の状況等からみて、組合の施設の効率的な利用による森林の整備を促進するため、前項ただし書に規定する限度を超えて組合員等以外の者に次に掲げる事業を利用させることが必要かつ適当であるものとして行政庁の指定するものは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員等以外の者の利用する当該事業の分量の額が、その事業年度の額に百分の二百以内において政令で定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、組合員等以外の者に当該事業を利用させることができる。

る。

一 第一項に掲げる事業

二 第二項第三号及び第十号に掲げる事業であつて、第二項第二号に掲げる事業と併せ行うもの（第二項第三号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）

第三十一條第三項中「第五十三條」を「第六十條の二第三項」に改める。

第四十七條を削る。

第四十八條第三項後段を削り、同条に次の二項を加え、同条を第四十七條とする。

4 理事が第五十條第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

5 商法第二百六十八條第二項、第三項及び第五項の規定は、第二項の理事の責任について準用する。

第四十五條の次に次の一條を加える。

（理事会の職務）

第四十六條 理事会は、組合の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

第四十八條を次のように改める。

（理事と組合との契約）

第四十八條 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法（明治二十九年法律第八十九號）第八十八條の規定は、適用しない。

第四十九條から第五十四條までを削る。

第五十五條の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第二項中「総会」の下に「及び理事会」を加え、同条第四項中「債権者は、」の下に「いつでも、理事に対しを、」を「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第五十五條を第四十九條とする。

第五十六條の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第一項中、財産目録を削り、同条第三項中「債権者は、」の下に「いつでも、理事に対しを、」を「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第五十六條を第五十條とし、同条の次に次の一條を加える。

（監事の兼職禁止）

第五十一條 監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

第五十七條第四項中「第五十一條及び第五十二條」を「第五十九條第二項及び第六十條」に改め、同条を第五十二條とし、同条の次に次の二條を加える。

（行政庁による仮理事の選任又は総会の招集）

第五十三條 役員職務の執行を行つたため滞りにより損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事を選任し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させることができる。

2 第六十條の二の規定は、前項の総会の招集について準用する。

（役員等についての商法等の準用）

第五十四條 商法第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十六條第三項、第二百五十八條第一項及び第二百六十七條から第二百六十八條ノ三までの規定は理事及び監事について、民法第五十五條並びに商法第二百六十一條、第二百六十二條、第二百六十九條及び第二百七十一條の規定は理事について、第四十七條第一項から第三項まで並びに同法第二百七十四條、第二百七十四條ノ二、第二百七十五條から第二百七十五條ノ四まで及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二

までの規定は監事について、同法第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三並びに第二百六十條ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは、森林組合法、本法と、同法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは、第二百五十八條第一項並ニ森林組合法第五十三條第一項と読み替へるものとす

る。

第五十八條を削る。

第五十九條の前の見出しを削り、同条第二項中「理事の過半数」を「理事会の議決により」に改め、同条を第五十五條とし、同条の前の見出しとして「参事及び会計主任」を付する。

第六十條第三項中「理事」を「理事会」に改め、同条を第五十六條とし、同条の次に次の五條を加える。

（競争関係にある者の役員等への就任禁止）

第五十七條 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業（その組合の組合員の営む林業及びその組合が直接又は間接にその構成員となつてゐる森林組合連合会の行う事業を除く。）を営む者（その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者は、その組合の理事、監事、参事又は会計主任になることができない。）

（総会の招集）

第五十八條 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならぬ。

第五十九條 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求

したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならぬ。

第六十條 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（組合員に対する通知）

第六十條の二 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所）にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 総会招集の通知は、その総会の日より十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

第六十四條中「並びに商法」の下に「第二百三十一條、第二百三十七條ノ三」を加え、「これらの規定中監査役に関する部分を除く。」を削り、「あるのは「森林組合法第五十三條」とを「あり、及びに、「森林組合法第五十三條」と読み替へる」を、「森林組合法第六十條の二第三項」と読み替へる」に改める。

第六十六條第一項中「作成しなければならぬ」を「作成し、かつ、組合の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ」に改める。

第六十七條第三項中「（監査役に関する部分を除く）」を削る。

第七十七條第八項中「並びに商法」の下に「第二百三十七條ノ三」を加え、「これらの規定中監査役に関する部分を除く。」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三十一條第四項中「前項」とあるのは「第七十七條第七項」と、同法第二百三十七條ノ三中「取締役及監査役」と

あるのは「発起人及定款作成委員」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「森林組合法第七十七条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

第二章第四節中第八十二條の次に次の一条を加える。

(設立についての商法の準用)
第八十二條の二 商法第四百二十八條の規定は、組合の設立について準用する。

第九十條を削る。

第八十九條の前の見出しを削り、同条に次の一項を加える。

2 清算人は、前項の承認を得た後遅滞なく、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない。

第八十九條を第九十條とし、同条に見出しとして「(清算事務)」を付する。

第八十八條第二項中「第八十三條第六項を「第八十三條第七項」に、「民法第七十五條を「商法第四百十七條第二項」に改め、同条を第八十九條とし、第八十七條の次に次の一条を加える。

(合併についての商法及び非訟事件手続法の準用)
第八十八條 商法第四百四條第一項及び第三項、第四百五條、第四百六條、第四百八條から第四百十一條まで並びに第四百十五條並びに非訟事件手続法明治三十一年法律第十四号「第三百三十五條ノ八の規定は、組合の合併について準用する。

第九十一條及び第九十二條を次のように改める。

第九十一條 削除
(解散及び清算についての商法等の準用)
第九十二條 商法第五百十六條、第五百二十四條、

第二百二十五條、第二百二十九條第二項及び第三項、第三百三十一條、第四百十七條第二項、第四百十八條、第四百二十一條から第四百二十四條まで、第四百二十六條並びに第四百二十七條並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條から第三百三十八條まで並びに第三百三十八條ノ三の規定は組合の解散及び清算について、第四十六條から第五十一條まで、第五十七條、第五十九條第二項及び第六十條並びに商法第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條から第二百五十九條ノ三まで、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三、第二百六十條ノ四第一項及び第二項、第二百六十一條、第二百六十七條から第二百六十九條まで並びに第二百七十一條の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第五十條第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」と、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「森林組合法、本法」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九條第一項」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員(准組合員ヲ除ク)ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員(准組合員ヲ除ク)」と読み替えるものとする。

第九十八條の次に次の一条を加える。

(理事と組合との契約等)
第九十八條の二 組合が理事と契約するとき、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

第九十條第二項及び第三項を次のように改める。

2 第四十二條第二項及び第三項、第四十三條、第四十四條第三項から第八項まで、第四十五條、第四十九條から第五十二條まで、第五十五條から第五十七條まで、第五十九條第二項、第六十條、第六十條の二、第六十一條(第二項第四号及び第五号を除く)、第六十二條、第六十三條、第六十五條、第六十六條、第六十七條、第六十八條第一項から第三項まで、第七十條、第七十二條並びに第七十三條、民法第六十條、第六十一條第一項及び第六十四條並びに商法第二百四十三條、第二百四十四條第一項及び第二項、第二百四十七條から第二百四十九條まで、第二百五十一條並びに第二百五十二條の規定は組合の管理について、第四十七條第一項から第三項まで並びに同法第二百五十四條第三項、第二百五十六條第三項及び第二百五十八條第一項の規定は理事及び監事について、第四十七條第四項並びに民法第四十四條第一項、第五十二條第二項及び第五十三條から第五十六條までの規定は理事について、同法第五十九條及び商法第二百七十八條の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九條第二項中「總會及び理事会」とあるのは「總會」と、第五十五條第二項中「理事会の議決により」とあるのは「理事の過半数で」と、第五十六條第三項及び第五十九條第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、第五十七條中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十一條第一項第七号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第八号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第六十七條第三項中「商法第三百八十八條」とあるのは「商法第三百八十八條監査役に関する部分を除く。」と、第七十二條中「第二十條から第二十二條まで及び第六十八條から前条まで」とあるのは「第九十九條並びに第一百零二條において準用する第六十八條第一項から第三項まで及び第七十

條」と、民法第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官」とあるのは「行政庁ハ利害關係人」と、同法第六十四條中「第六十二條」とあり、及び商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「森林組合法第二百零二條」に於テ準用スル同法第六十條の二第三項」と、同法第二百四十七條第一項中「取締役又ハ監査役」とあるのは「又ハ理事」と、同法第二百四十九條第一項(同法第二百五十二條において準用する場合を含む)中「取締役又ハ監査役」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 第三十一條第一項本文及び第四項から第六項まで、第六十二條第二項及び第三項、第七十四條から第七十八條まで、第七十七條第一項から第七項まで並びに第七十八條から第八十二條まで並びに商法第二百四十三條、第二百四十四條第一項及び第二項、第二百四十七條から第二百四十九條まで、第二百五十一條並びに第二百五十二條の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く)は、組合の設立について準用する。この場合において、第三十一條第四項中「前項」とあるのは「第一百零三條第三項において準用する第七十七條第七項」と、第七十四條及び第七十八條第二項中「十人」とあるのは「五人」と、同法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「森林組合法第二百零二條ニ於テ準用スル同法第七十七條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

第一百零四條第四項中「第八十八條第一項及び第八十九條から第九十二條まで」とを「第八十九條第一項及び第九十條第一項、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで、商法第三百三十一條及び第四百二十七條第一項並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五

条ノ二十五第二項及び第三項、第百二十六条、第百二十七条並びに第百二十八条に、「十八未満」を「十人」に、「五人未満」を「五人」に改め、「議決しなければならぬ」との下に、「民法第七十五条中前条」とあるのは「森林組合法第百条第四項ニ於テ準用スル同法第八十九条第一項」とを加える。

第百一条第一項第五号中「及び林産物以外の森林の産物をその他の物資に」に「含む」を含み、次号に掲げるものを除く」に改め、同項第七号中「又は育成」を「若しくは育成又は」に改め、「その他の下に」を「所屬員の行う事業に必要な」を加え、同条第七項中「次項」を「第九項」に、「その所屬員以外をその所屬員（以下この条において「所屬員等」という。）以外に、」を「所屬員並びに他の連合会及びその所屬員が」を「所屬員等が」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項第一号の二及び第八号に掲げる事業を行う連合会であつて、当該連合会における森林の施業に係る施設の利用の状況、当該連合会の地区に係る流域内における森林所有者の森林組合への加入及び森林の整備の状況等からみて、連合会の施設の効率的な利用による森林の整備を促進するため、前項ただし書に規定する限度を超えて所屬員等以外の者に次に掲げる事業を利用させることが必要かつ適当であるものとして行政庁の指定するものは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における所屬員等以外の者の利用する当該事業の分量の額が、その事業年度における所屬員等の利用する当該事業の分量の額に百分の二百以内において政令で定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、所屬員等以外の者に当該事業を利用させることができる。

一 第一項第一号から第二号までに掲げる事業及びこれらの事業に附帯する事業
二 第一項第五号及び第十二号に掲げる事業

であつて、同項第一号の二に掲げる事業と併せ行うもの（同項第五号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）
第百八条の次に次の二条を加える。
（解散事由）
第百八条の二 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の決議
二 連合会の合併
三 連合会の破産
四 定款で定める存立時期の満了
五 第百十四条の規定による解散の命令
六 会員（准会員を除く。以下この条及び次条（第一項第一号を除く。）において同じ。）がいなくなつたこと。
七 会員が一人になつたこと（当該会員が生産森林組合である場合に限る。）

2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
3 第七十八條第二項、第七十九條（第二号を除く。）及び第八十條の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。
4 会員が一人になつた連合会であつて当該会員が森林組合又は連合会（次条第一項において「森林組合等」という。）であるものは、第一項第一号から第六号までに掲げる事由によるほか、次に掲げる事由によつて解散する。
一 次条の規定による権利義務の承継があつたこと。
二 次条第二項において準用する第八十四条第二項の認可の申請につき不認可の処分があつたこと。
三 次条第三項の期間内に同条第二項において準用する第八十四条第二項の認可の申請がなかつたこと。

5 連合会は、第一項第六号若しくは第七号又は前項第三号に掲げる事由によつて解散したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

6 第百一条第一項第十三号に掲げる事業及びこれに附帯する事業のみを行う森林組合連合会にあつては、第一項及び第四項に掲げる事由によるほか、第百九条第一項において準用する第九十九条第一項の承認の取消しによつて解散する。
（連合会の権利義務の包括承継）
第百八条の三 会員が一人になつた連合会の会員たる森林組合等は、会員が一人になつた連合会の権利義務当該連合会がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む）を承継することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該連合会が出資連合会である場合において、その会員に准会員があるとき。
二 当該森林組合等の当該連合会に対して有する持分が第三者の権利の目的となつているとき。
2 前項の規定による権利義務の承継については、第六十三條、第八十四条及び第八十六条の規定を準用する。
3 前項において準用する第八十四条第二項の認可の申請は、当該連合会の会員が一人になつた日から六月以内にしなければならない。

4 第一項の規定による権利義務の承継があつたときは、被承継人たる連合会は、その時に消滅する。
第百九条第三項中「第四十七條まで、第四十九條から第六十條まで」を「第五十六條まで、第五十八條から第六十條の二まで」に改め、同条第四項中「第八十二條まで」を「第八十二條の二まで」に、「十人以上」を「十人」に、「二十人以上」を「二人」に改め、同条第五項中「第八十三條第四項を除く。」及び「第九十二條まで」を「第九十條まで及び第九十二條」に改め、同項後段を次のように改める。
この場合において、第八十五條第三項中

「第四十四條第九項本文」とあるのは「第百五條本文」と、第八十九條第一項中「及び破産」とあるのは、破産及び第百八条の二第四項第一号に掲げる事由」と読み替へるものとする。
第百十四條の次に次の一条を加える。
（解散命令の通知の特例）
第百十四條の二 行政庁は、組合の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができ

る。
2 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。
第百九条第一項中「含む。」の下に「又は第百八条の三第一項を加える。
第百二十一條第一項中「十萬元」を「二十萬元」に改める。
第百二十二條第一項中「十萬元」を「二十萬元」に改め、同項第九号及び第十号を削り、同項第十一号中「第五十五條第一項若しくは第二項若しくは第五十六條第一項」を「第四十九條第一項若しくは第二項若しくは第五十五條第一項」に、「第五十五條第四項若しくは第五十六條第三項」を「第四十九條第四項若しくは第五十條第三項」に改め、「閲覧」の下に「若しくは謄写」を加え、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 第五十一條（第百條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
第百二十二條第一項第十二号中「第五十七條第五項又は第六十條第四項」を「第五十二條第五項又は第五十六條第四項」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の三号を加える。
十二 第五十四條（第百九條第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する商法第二百七十四條第二

項中「十人以上」を「十人」に改め、同項第十一号とし、同号の次に次の三号を加える。
十二 第五十四條（第百九條第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する商法第二百七十四條第二

項又は第二百七十五條の規定による調査を妨げたとき。

十二の二 第五十四條若しくは第九十二條（第九十九條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する商法第二百六十條ノ四第一項若しくは第二項の規定、第六十四條第九十九條第三項において準用する場合を含む。、第七十七條第八項（第九十九條第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第九十二條第二項若しくは第三項において準用する同法第二百四十四條第一項若しくは第二項の規定、第九十九條第一項（第九十九條第四項及び第九十九條第五項において準用する場合を含む。）、第九十九條第五項の規定又は第九十二條若しくは第九十九條第四項において準用する同法第四百二十七條第一項の規定に違反して議事録、財産目録、貸借対照表若しくは決算報告書を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十二の三 第五十八條（第九十九條第三項において準用する場合を含む。）、第五十九條第二項若しくは第六十條（これらの規定を第五十二條第四項（第九十九條第二項及び第九十九條第三項において準用する場合を含む。）、第九十九條第二項及び第九十九條第三項において準用する場合を含む。）、の規定又は第九十九條第二項において準用する民法第六十條の規定に違反したとき。

第二百二十二條第一項第十三号中「又は」を削り、「合併」の下に「をし、又は第九十八條の第三項において準用する第八十四條第四項において準用する第六十六條若しくは第六十七條第二項の規定に違反して出資組合に係る承継を加え、同項第十六号中（含む。）」の下に又は第九十八條の第二項を加える。

第二百二十二條第一項第十七号から第二十一号までを次のように改める。

十七 第九十二條において準用する商法第二百四十四條第三項又は第九十九條第四項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十八 第九十二條において準用する商法第二百四十四條第三項若しくは第九十九條第四項において準用する民法第八十一條第一項、第九十二條において準用する商法第四百二十一條第一項又は第九十九條第四項において準用する民法第七十九條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十九 第九十二條又は第九十九條第四項において準用する商法第三百三十一條の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

二十 清算の終了を遅延させる目的をもつて第九十二條において準用する商法第四百三十一條第一項又は第九十九條第四項において準用する民法第七十九條第一項の期間を不当に定めたとき。

二十一 第九十二條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をし、又は第九十九條第四項において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

第二百二十二條第二項中「第四十八條を」第五十七條に、「十萬元を」二十萬元に改め、同條第三項中「十萬元を」二十萬元に改める。

第二百二十三條中「五萬元を」十萬元に改める。

（森林組合合併助成法の一部改正）
第二条 森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「三事業年度を」五事業年度に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 合併後の組合に係る雇管理の改善に関する計画
第三条第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第四条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 合併後の組合の事業経営に関する計画が、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第四条第一項に規定する基本計画に照らして適切なものであり、かつ、同法第五条第三項第四号の政令で定める基準に適合するものであると認められること。

第五条の次に次の一条を加える。
（林業労働力の確保の促進に関する法律の特例）

第六条 組合が第四条第二項の認定に係る合併及び事業経営計画に従い合併した場合において、合併後存続する組合が林業労働力の確保の促進に関する法律第五条第一項の認定を受けていないとき、又は合併によつて組合を設立するときは、当該合併に係る合併後の組合は同項の認定を単独で受けた同法第七条第一項に規定する認定事業主と、当該合併及び事業経営計画は同法第六条第二項に規定する認定計画とみなして、同法の規定を適用する。

2 組合が第四条第二項の認定に係る合併及び事業経営計画に従い合併した場合において、合併後存続する組合が当該合併前に単独で林業労働力の確保の促進に関する法律第五条第一項の認定を受けており、かつ、当該合併及び事業経営計画が当該認定に係る同項の計画（同法第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）の内容と異なる内容のものであるときは、当該組合は、当該認定計画について、同法第六条第一項の規定による変更の認定を受けたものとみなす。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（森林組合法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の森林組合法

（以下「新森林組合法」という。）の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、同条の規定による改正前の森林組合法（以下旧森林組合法」という。）によつて生じた効力を妨げない。

2 この法律の施行の際現に存する森林組合及び森林組合連合会（以下組合」という。）の理事、監事又は清算人については、この条に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行後最初に招集される通常総会（総代会を含む。以下同じ。）の終了前は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する組合の理事、監事又は清算人については、新森林組合法第五十四條（新森林組合法第九十九條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第九十二條（新森林組合法第九十九條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する商法（明治三十一年法律第四十八号）第二百五十四條ノ二第一号及び第二号の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。ただし、この法律の施行後に新森林組合法第五十四條又は第九十二條において準用する商法第二百五十四條ノ二第一号又は第二号に該当することとなつたものについては、これらの規定を適用する。

4 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者に係る理事、監事及び清算人の資格に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

5 新森林組合法第六十六條第一項（新森林組合法第八十四條第四項、第九十九條第二項及び第九十九條第三項において準用する場合を含む。）、の規定は、この法律の施行後に議決される出資一口の金額の減少又は合併について適用し、この法律の施行前に議決された出資一口の金額の減少又は合併については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に組合の設立があつた場合

においては、その設立の無効の訴えに關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

7 この法律の施行前に組合の合併があつた場合においては、その合併の無効の訴えに關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

8 この法律の施行の際現に存する組合の清算人で旧森林組合法第八十九条の承認を得たものについての新森林組合法第九十条第二項（新森林組合法第九十条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新森林組合法第九十条第二項中「前項の承認を得た後」とあるのは、「森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）の施行後最初に招集される通常總會の終了後」とする。

9 この法律の施行の際現に存する組合の清算人でこの法律の施行後最初に招集される通常總會の終了前に就職したものについての新森林組合法第九十二条において準用する商法第四百十八條の規定の適用については、同条中「其ノ就職ノ日」とあるのは、「森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）ノ施行後二最初ニ招集セラルル通常總會ノ終了シタル日」とする。

（森林組合併助成法の一部改正に伴う経過措置）

第三條 第二條の規定による改正後の森林組合併助成法（以下「新合併助成法」という。）第三條第一項及び第四條第二項の規定は、この法律の施行後に新合併助成法第二條の規定により提出される合併及び事業経営計画について適用し、この法律の施行前に第二條の規定による改正前の森林組合併助成法第二條の規定により提出された合併及び事業経営計画については、なお従前の例による。

（罰則の適用に關する経過措置）

第四條 この法律の施行前にした行為並びに附則

第二條第二項及び第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に關する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第五條 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に關する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一號）の一部を次のように改正する。

附則第四條第四項、第十八條第七項及び第二十三條第十六項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に關する法律の一部改正）

第六條 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に關する法律（平成五年法律第七十二號）の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に關する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七條 この法律の施行の際現に前條の規定による改正前の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に關する法律第十二條第二項の規定に基づいて森林組合が行っている同條第一項に規定する事業は、新森林組合法第九條第二項第五号に掲げる事業に該当するものとみなす。

（政令への委任）

第八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

平成九年三月十九日印刷

平成九年三月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局